

行政相談マスコット  
キクーン令和 5 年 3 月 29 日  
東北管区行政評価局

## 児童扶養手当に係る現況届の郵送での提出について ～行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた参考連絡～

総務省東北管区行政評価局は、以下の行政相談を基に、実情を調査するとともに、東北管区行政評価局行政苦情救済推進会議<sup>(注)</sup>に諮りました。

同推進会議の意見を踏まえ、東北 6 県に対し、所得が限度額以上であるため児童扶養手当（以下「手当」という。）が支給されていない者（以下「全部支給停止者」という。）の負担軽減を図るための推奨的な取組について参考連絡を行うとともに、現況届の受付窓口である管内の市町村への周知を依頼しました。

（注）行政に関する苦情事案を、民間有識者の意見をいかして解決することを目的として開催（座長：斉藤睦男（弁護士））

詳しくはこちら⇒<https://www.soumu.go.jp/kanku/tohoku/gyouseikujoukyuusaisuisinkaigi.html>

### 1 行政相談の要旨

手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、毎年 8 月に市町村の窓口で現況届を提出しなければならないが、全部支給停止者も原則として同様とされている（以下、受給者と全部支給停止者を合わせて「受給者等」という。）。

私は、全部支給停止者であるが、現況届を提出するため、平日の昼間に仕事を休んで窓口に向いた。窓口では、説明等は何もなく、書類の記入漏れの箇所を記入し、ひとり親向けの冊子を渡されて 1 分程度で終了し、わざわざ窓口で提出する必要性は低いのではないかと思った。

現況届について、全部支給停止者は郵送での提出も可能としてほしい。

### 2 制度概要

仕事を休んでまで窓口に向くのは負担だよな・・・。



- 手当の受給者等は、毎年 8 月に市町村の窓口で現況届を提出しなければならない（児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号。以下「法」という。）第 28 条第 1 項並びに児童扶養手当法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 51 号）第 4 条及び第 12 条の 3）。
- 現況届を求める目的は、現況届の提出時に、①受給者の所得や受給資格認定後の資格要件に係る事情について報告を求めるため、②受給者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うこと、生活及び就業の支援を行うためなど（法第 28 条の 2 第 1 項及び第 2 項等）。
- 厚生労働省は、通知等により、現況届の提出時に面談を必要とする旨を都道府県等に周知しているが、全部支給停止者であって、既にひとり親や児童に対する支援が十分に行き届いており、かつ受給資格の変更や支給停止の解除の検討に必要な情報が不要であり、対面の必要性がないと判断した場合は、対面によらない手続を行っても差し支えないとしている。

### 3 調査結果

東北6県（以下「調査対象6県」という。）及び調査対象6県内から抽出した福祉事務所が所在する32市区（以下「調査対象32市」という。）に対し、現況届の提出に係る取扱いについて調査

（注）以下、手当の支給に関する実務を担当する市を先に記述する。

#### ◆ 調査対象32市における現況届の郵送での提出の取扱い及びその理由（令和4年度）

##### ① 郵送での提出を認めていない：18市（56.3%<sup>（注1）</sup>）

- 受給資格の変更の有無や扶養義務者が増える等の支給停止に関する情報を確認する必要があるため
- 記載内容や書類の不備を面談で確認するため
- ひとり親が抱えている悩みや問題を相談したり、ニーズに沿った支援制度を紹介したりする機会とするため

##### ② 全部支給停止者は郵送での提出が可能：8市（25.0%）

- 受給者等の負担軽減のため等

##### ③ 全ての受給者等が郵送での提出が可能：6市（18.8%）

- 令和2年6月の厚生労働省の通知<sup>（注2）</sup>を受けた対応

（注）1 調査対象32市を100%とした構成比であるが、端数処理のため①～③の合計は100とならない。

2 新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のため、現況届について、必ずしも対面による手続を前提とすることなく、郵送による受付を原則とするなど柔軟な対応を行うことは差し支えない旨を周知したもの

#### ◆ 調査対象32市及び調査対象6県における全部支給停止者に係る現況届の郵送での提出による支障の有無

##### ● 全部支給停止者について現況届を郵送での提出も可能とした場合の支障の有無

支障がある：13市2県（39.5%）

支障はない：19市4県（60.5%）

##### ● 支障があるとしている13市2県の理由は、上記①「郵送での提出を認めていない」に記載のとおり



手当が支給されていないくて、特に相談したいことがない場合でも、面談に行かないといけないのかな……。郵送での提出を可能としているところは、どんな対応をしているのかな？

#### ◆ 支障はないとしている19市4県の理由及び郵送での提出を可能としている市の対応例

##### 理由① **不正受給の問題なし**

- 審査の結果、所得や養育費の減少により、全部支給停止から手当が支給見込みになる場合には、面談のため来庁をお願いしており、問題はない。

##### 【郵送での提出を可能としている市の対応例】

事実婚等の受給資格の変更に係る状況の変化や収入の変化等について、チェックリストで本人に確認してもらうなどして、前年度に引き続き全部支給停止者になることが見込まれる者については、郵送での提出を可能としている。

#### 理由② 書類の不備等への対応の工夫

- 電話や手紙により書類の不備等に対応できる。
- 記載例を見て理解して記載してもらうことができおり、書類の不備は少ない。

#### 理由③ 支援を必要とする受給者等に対応できるよう工夫

- 全部支給停止者は生活面や経済面で自立している方もいることから、一律の扱いとせず、郵送、対面を本人が選択できるようにすることで実情に応じた対応が可能となるため。

#### 【郵送での提出を可能としている市の対応例】

現況届の通知文書に生活状況を確認する調書やひとり親家庭などへの支援事業の概要をまとめたチラシなどを同封して、支援を必要とする受給者等に対応する工夫をしている。

#### ● 全部支給停止者の現況届の郵送での提出を可能としている市の意見

- 全部支給停止者に対しては、ある程度柔軟な対応を行ってもよいのではないかと。
- 現況届の郵送での提出も可能とすることにより、「状況に変化もなく手当も出ないのに、なぜ面談が必要なのか」などの苦情の減少につながり、全部支給停止者と職員の双方にメリットを感じる。

## 4 行政苦情救済推進会議の主な意見

- ① 全部支給停止者については、不正受給の問題は生じることがなく、相談を必要としないケースもあると考えられるので、現況届について対面での提出を必須のものとせず、郵送での提出も選択できるよう、柔軟に対応することが望ましい。  
その際、郵送での提出を可能としている市の対応例のように、必要な人に支援等が行き渡るような工夫も併せて必要ではないか。
- ② 書類の記載漏れ等の不備には、電話や手紙で対応、現況届の記載例を分かりやすくするなど工夫することにより対応が可能ではないか。  
全部支給停止者について、現況届の郵送での提出も可能とすることにより、全部支給停止者と職員の双方にメリットがあるのではないかとも考えられる。
- ③ 今回の調査結果により把握した、全部支給停止者について郵送での提出を可能としている市の対応例について、現況届の受付窓口である市町村に周知してはどうか。

## 5 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた調査対象 6 県への参考連絡

全部支給停止者の負担軽減を図る観点から、全部支給停止者に対する現況届の提出手続に係る推奨的な対応例は行政運営の参考になると考えられるため、調査対象 6 県に対して連絡するとともに、現況届の受付窓口である管内の市町村への周知を依頼

児童扶養手当現況届 郵送申請同意書

.....

以下の項目を確認していただき、条件を満たせば、郵送申請が可能と判断しますので、チェック☑と署名をお願いします。

ひとり親や児童に対する支援が十分に行き届いている。  
.....

受給資格の変更や支給停止状態が解除される状況が予想されない。  
.....

事実婚等の資格喪失に該当する状況ではない。

令和 年 月 日  
氏名 \_\_\_\_\_

※郵送申請後も対面による相談は受け付けていますので、以下までご相談ください。  
〇〇市役所〇〇課 TEL:\*\*\*-\*\*\*\*

手当が支給されていない人は  
現況届を郵送で提出できる  
取扱いが広まると助かるね！



◀ 【郵送申請同意書のイメージ】

### 【本件照会先】

東北管区行政評価局

首席行政相談官室 伊藤、佐々木

電話：022-262-7840